

国九整用企第22号
令和7年5月16日

国土交通大臣 中野 洋昌 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋昌
上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森田 康夫
(公印省略)

事業認定申請書

土地収用法第16条及び同法第138条第1項において準用する同法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

記

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業